

高知県有料老人ホーム設置運営指導要綱

第1条 目的

この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の趣旨に従い、同法第29条第1項に規定する有料老人ホームのサービス水準や経営の安定性を確保し、入居者の保護を図るとともに、利用者による有料老人ホームの適切な選択を支援することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

なお、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。）第5条第1項の登録を受けているものにあつては、この要綱の第4条から第10条の規定は適用せず、同法及び高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則によることとする。

第2条 定義

この要綱及び高知県有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）における次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 有料老人ホーム | 法第29条第1項に規定する有料老人ホーム |
| (2) 設置予定者 | 高知県内に有料老人ホームの設置を予定する者 |
| (3) 設置者 | 高知県内に有料老人ホームを設置する者 |
| (4) 利用者 | 有料老人ホームに入居しようとする者等 |
| (5) 報告 | 法第29条第9項及び11項に規定する報告 |
| (6) 実地検査 | 法第29条第11項に規定する検査 |
| (7) 有料老人ホーム情報 | 法第29条第9項に規定する情報 |

第3条 指導

知事は、この要綱の目的を達成するため、実地検査に基づき、設置者に対し当該有料老人ホームの設置運営に関する必要な指導を行うことができる。

- 2 指導の具体的な基準等については、別に指針に定める。
- 3 知事は、実地検査を行うときは、設置者に事前に通知するものとする。
- 4 その他実地検査の具体的な内容等については、毎年度別に定める。

第4条 市町村との関係

設置予定者は、設置を予定している市町村と有料老人ホームの設置計画について十分な協議を行った後に県への事前相談、事前協議を行うものとする。

第5条 事前協議

前条の規定による事前協議は、法第 29 条第 1 項による届出を行う前に行わなければならない。

- 2 事前協議は設置計画事前協議書（別記第 1 号様式。以下「事前協議書」という。）に別表 1 に掲げる関係書類を添えてしなければならない。
- 3 事前協議書審査については、一定の期間を要することから、工事着工予定を考慮し、余裕を持って申請するものとする。
- 4 知事は、事前協議書及び関係書類の内容を審査した結果、当該計画が指針に定める基準に適合したと認められる場合は設置予定者に対して有料老人ホーム事前協議済書（別記第 2 号様式。以下「事前協議済書」という。）を交付するものとする。

第 6 条 開発許可等の申請

設置予定者は、第 5 条第 4 項の事前協議済書の交付を受けた後に、開発許可又は建築確認申請を行うものとする。

第 7 条 工事着工

設置予定者は、開発許可書、建築確認済書の交付を受け、第 8 条に規定する設置届を提出した後に、工事を着工するものとする。

第 8 条 設置届等

設置予定者が法第 29 条第 1 項の届出を行う場合は、工事着工までに、有料老人ホーム設置届（別記第 3 号様式）に別表 2 に掲げる関係書類を添付して行うものとする。

- 2 知事は、法第 29 条第 1 項の届出があったときは、届出の内容が適切であることを確認したうえ、設置予定者に対して有料老人ホーム設置届出済書（別記第 4 号様式。以下「届出済書」という。）を交付するものとする。
- 3 設置者は、前項の届出済書を交付された後に入居者の募集を開始するものとする。

第 9 条 事業開始届

設置者は、有料老人ホームの運営を開始したときは、速やかに有料老人ホーム事業開始届（別記第 5 号様式）に次の書類を添付して知事に届出を行うものとする。

- (1) 建築基準法第 7 条による検査を受けたことを証する書類の写し
- (2) 消防法第 17 条の 3 の 2 による検査を受けたことを証する書類の写し

第10条 事業変更届

設置者が法第29条第2項の届出を行う必要のある場合は、有料老人ホーム事業変更（休止・廃止）届（別記第6号様式）及び当該事業の変更に係る運営懇談会の協議内容（別記第8号様式の2）にそれぞれ当該各号に定める関係書類を添付して知事に届出を行うものとする。

- (1) 施設又は設置者の名称（氏名）及び住所の変更
登記簿謄本
 - (2) 役員又は施設管理者の氏名及び住所変更
 - ア 履歴書
 - イ 資格証の写し（保健医療福祉の資格を有する場合に限る。）
 - ウ 暴力団の排除に係る誓約書（別記第10号様式の1）及び誓約書別紙（別記第10号様式の2）
 - (3) 入居契約書、管理規定等の変更
変更前と変更後の入居契約書、管理規定等
 - (4) 家賃相当額、介護費用、食費、管理費等の変更
積算根拠が確認できる書類
 - (5) その他法第29条第1項に規定する事項の変更
当該変更の考え方及び変更内容が確認できる書類
- 2 知事は、法第29条第2項の届出があったときは、有料老人ホーム事業変更（休止・廃止）届出済書（別記第7号様式）を交付するものとする。

第11条 定期報告

設置者は、毎年7月1日現在の有料老人ホームの現況について、次の各号の書類を8月末日までに知事に提出するものとする。

- (1) 重要事項説明書
 - (2) 有料老人ホーム情報開示一覧表（別記第9号様式）
 - (3) 契約書
 - (4) 管理規定
 - (5) パンフレット
 - (6) 直近の事業年度の財務諸表（長期の収支計画と乖離がある場合は、その原因及び対処方針を記載した資料を添付）
 - (7) 長期資金収支計画書及び長期損益収支計画書
 - (8) 運営懇談会開催状況報告書（別記第8号様式の1及び2）
 - (9) その他知事が指定する書類
- 2 設置者は、前項第2号に規定する有料老人ホーム情報開示一覧表の内容に変更があったときは、変更の日から1月以内に、変更後の有料老人ホーム情報開

示一覧表（別記第9号様式）を知事に提出するものとする。ただし、法第29条第2項の規定に基づく変更の届出を行うべき事由である場合は、当該変更の届出によるものとする。

第12条 有料老人ホーム情報の取扱い

知事は、前条の規定により提出のあった重要事項説明書及び有料老人ホーム情報開示一覧表の内容について、高知県のインターネットホームページ等を通じて公開するものとする。

- 2 設置者は、有料老人ホーム情報について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、利用者からの相談等に適切に応じるよう努めるものとする。

第13条 関係機関との連携

知事は、有料老人ホームの指導を行う場合は、市町村等の関係機関と十分な連携を図るものとする。

第14条 その他

その他必要な事項については、この要綱の定めによるもののほか別に定める。

附則

(運用期日)

- 1 この要綱は、平成19年8月6日から適用する。
- 2 この要綱の適用の日までに、既に第4の協議を行っている設置予定者若しくは設置者については、当該届出に限ってのみ、従前の取扱いによることができる。

附則

(運用期日)

- 1 この要綱は、平成26年9月1日から適用する。

附則

(運用期日)

- 1 この要綱は、平成28年7月25日から適用する。

附則

(運用期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から適用する。

附則

(運用期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。